

被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本等について

Q1. 出生から死亡までの戸籍謄本等とはなんですか。

A1. 出生が初めて記載された戸籍謄本から除籍が記載された戸籍謄本までの連続した戸籍（戸籍謄本、除籍謄本、改正原戸籍謄本）です。

Q2. なぜ出生から死亡までの戸籍謄本等が必要なのですか。

A2. 相続人と被相続人の関係を客観的な資料で明らかにするためです。

Q3. 出生から死亡までの戸籍謄本等はどのように取得すればよろしいですか。

A3. 戸籍謄本等は、一番新しい戸籍（被相続人の死亡事実が記載されている戸籍）からより古い戸籍へと順番に入手するのが通例です。本籍地の市役所（役場）の窓口で直接入手するか、郵便での申請も可能です。郵便の場合は電話等で事前に確認しておくことをお勧めします。

①本籍地の市町村役場の窓口で直接申請する場合には、相続手続のために使うことを伝え、その役場にある被相続人記載の戸籍謄本等すべてが入手できるよう依頼すると手間が省けます。

②郵便で申請する場合には、申請書、定額小為替、返信切手を貼った返信用封筒、身分証明書のコピーを同封するのが一般的です。ただ、申請先の役場に必要な戸籍が何通保存されているかは実際に調べないと分かりませんし、納付する定額小為替の額も変わってきますので、一度の申請で必要な戸籍謄本等をすべて入手できるとは限らず、何度か郵便でやりとりすることも考えられます。手続を急がれる方は、注意が必要です。

Q4. 入手した戸籍が連続しているかどうかを確認するポイントがありますか。

A4. 被相続人の出生時から死亡時までの戸籍が連続しているかどうかの確認方法は、新しい戸籍の作成日と一つ前の戸籍の最終有効日が一致していることに注目することです。戸籍がいつ作られたかは戸籍事項欄を見ると分かります。新しく戸籍が作られるきっかけには、

ア 法律によって戸籍のスタイルが変更された場合（戸籍には改製と記載）

イ 婚姻や離婚、養子縁組等の身分変動があった場合（戸籍には編製と記載）

ウ ほかの市町村から本籍を移した場合（戸籍には転籍と記載）

などがあります。

① 戸籍事項欄に改製という表記がある場合、改製日に注目します。一つ前の戸籍を請求すると改製原戸籍（改製日直前まで有効であった戸籍）と書かれた戸籍が入手できます。ここには、いつ改製で消除されたか、つまりこの戸籍がいつまで有効であったかの情報が盛り込まれています。

通常は、改製日と消除日は一致しています。日付が一致していれば、戸籍が連続していることを確認できたこととなります（昭和23年式戸籍の戸籍事項欄には、「改製による編製」という表記が見られることもありますが、この場合は「改製」の記載に注目してください。）。

② 戸籍事項欄に編製あるいは転籍という表記がある場合には、編製日や転籍日を確認します。一つ前の戸籍では、被相続人の身分事項欄を見ましょう。欄の最後に「新戸籍編製による除籍」という記載があれば、除籍された日を確認します。一方、一つ前の戸籍が除籍謄本の場合には、戸籍事項欄を見ると除籍日を探せるはずですが、新戸籍の編製日と一つ前の戸籍の除籍日とが一致すれば、戸籍は連続していると言えます。

なお、昭和23年式より旧式の戸籍では、戸籍事項欄と身分事項欄が分かれておらず、戸籍事項欄が戸主の身分事項欄にまとめて記載されていますので、注意が必要です。

このように戸籍のつながりに留意して、より古い戸籍へとたどっていきます。最終的に、被相続人の誕生日より以前に戸籍が作られたことが日付で確認できれば、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍はそろったこととなります。

Q5. Q4で解説した戸籍のたどり方を具体例で説明してください。

A5. ア 被相続人の死亡事実が記載されている戸籍謄本を見る。

イ アの戸籍事項欄を見て、この戸籍がいつ作られたか日付（編製日又は改製日）を確認する。

ウ 一つ前の戸籍を取り寄せ、消除日又は除籍日とイの日付とを照合する。

エ さらに、一つ前の戸籍を取り寄せ、イ、ウで述べた照合作業を繰り返しながら、被相続人が出生した時点で有効であった戸籍まで収集する。ここでは、ア～エのプロセスを以下の具体例で説明します。

(図1)

除籍	全部事項証明
本籍 氏名	〇〇〇〇〇〇 甲野太郎
戸籍事項 戸籍改製 戸籍消除	平成11年1月17日 平成30年3月4日
戸籍に登録されている者 除籍	【名】太郎
身分事項 出生 婚姻 死亡	昭和24年6月1日 昭和46年7月20日 平成30年3月4日

① 甲野太郎さんの死亡事実記載の戸籍(図1)を入手する。

② 図1の戸籍事項欄を見て、戸籍の作成日を確認する。

→平成11年1月17日に改製されている。

③ 改製前の戸籍(改製原戸籍、図2)を入手する。

④ 2つの戸籍を見比べ、改製日と消除日が同じかを確認する。

→改製日も消除日も平成11年1月17日

なので、図1と図2の戸籍は連続していることが確認できた。

										改製原戸籍		(図2)
										改製により平成11年1月17日消除		
										昭和46年7月20日編製		籍本
										昭和24年6月1日出生		
										昭和46年7月20日婚姻		名氏
										母 父		
昭和24年6月1日										太郎		続柄
										母 父		

⑤図2の戸籍事項欄を見て、戸籍の作成日を確認する。

→昭和46年7月20日に戸籍が編製されている。

⑥編製前の戸籍（ここでは除籍謄本、図3）を入手し、太郎さんの身分事項欄を見る。

⑦2つの戸籍を見比べ編製日と除籍日が同じかを確認する。

→編製日も除籍日も昭和46年7月20日で同じである。

										除籍		(図3)
										昭和23年9月13日編製		
										昭和24年6月1日出生		籍本
										昭和46年7月20日婚姻により新戸籍編製につき除籍		
										母 父		名氏
										母 父		
昭和24年6月1日										太郎		続柄
										母 父		

⑧図3の戸籍事項欄を見て、戸籍の作成日を確認する。

→昭和23年9月13日に戸籍が編製されている。

⑨太郎さんは昭和24年6月1日生まれで、昭和23年9月13日の戸籍編製後に生まれているので、これより前の戸籍をたどっても、太郎さんの名前は出てこない。以上、太郎さんの出生から死亡までの戸籍はそろった。

※この例は戸籍の連続性を説明するために分かりやすく図示したもので、実際には更に改製、編製を経ており、請求すべき戸籍の通数は当然に増えますので、御注意ください。

※被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本等は、当JAで必要なだけでなく、他の銀行や保険会社等でお取引がある場合や不動産等の相続登記などで必要となる場合があります。（原本を要求される場合も多々あります。）必要部数をご確認し、お取り寄せください。